

神戸市交通局広報 PR 動画の制作及びプロモーション業務  
企画提案募集要領

1. 業務の目的

神戸市交通局の事業について、日頃地下鉄や市バスを利用しない、あるいは利用しているが事業への認識が深くない方に対して映像を通じて神戸市交通事業のことを認知していただくことを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 委託業務名

神戸市交通局広報 PR 動画の制作及びプロモーション業務

(2) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(4) 委託金額の上限

6,000,000円（消費税・地方消費税含む）

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市交通局契約規程に基づき委託契約を締結する。契約内容は、本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に、受注者が神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと

(2) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止をうけている団体でないこと

(3) 代表者や役員に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手

続き中である団体でないこと

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと
- (6) 団体、代表者が国税（法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む））又は神戸市税を滞納又は未申告である団体でないこと
- (7) 本社または本店所在地が神戸市内にあること

## 5. 事業者選定スケジュール

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| (1) 応募書類等の配布     | 令和2年12月25日（金曜）    |
| (2) 参加申請及び質問受付期限 | 令和3年1月13日（水曜）17時  |
| (3) 質問に対する回答     | 令和3年1月15日（金曜）     |
| (4) 企画提案書の提出期限   | 令和3年2月5日（金曜）17時必着 |
| (5) 提案審査会        | 令和3年2月10日（水曜）予定   |
| (6) 選定結果通知       | 令和3年2月中旬予定        |
| (7) 契約締結         | 令和3年2月下旬予定        |

## 6. 応募手続き等に関する事項

### (1) 参加申請手続

#### ①受付期間

令和2年12月25日（金曜）から令和3年1月13日（水曜）17時まで  
E-mailにて送付。送信後、到着確認の電話を行うこと。

#### ②提出書類

- ・様式1「参加申請書兼質問書」
- ・様式2「企業(団体)概要」

#### ③提出部数

各1部

#### ④提出先

神戸市交通局総務課 kotsu@office.city.kobe.lg.jp

### (2) 質問受付

#### ①受付期間

令和3年1月13日（水曜）17時まで

#### ②提出方法

様式1「参加申請書兼質問書」に記載のうえ、E-mailにより提出

#### ③回答方法

参加者全者に対し、令和3年1月15日（金曜）にEメールにより回答予定

### (3) 企画提案書の提出

#### ① 提出書類

様式3 (A4縦) により提出すること。記載事項は以下のとおり。

##### ア 本業務に対する基本的な考え方

- ・各編の内容の考え方・ねらい・見どころをわかりやすく記載すること。
- ・構成を明確に示すこと。
- ・絵コンテ(本編分)を提出すること。

(絵コンテの演出イメージを表現した映像資料を納めたデータの添付も可)。

- ・キャッチフレーズを記載すること

##### イ PRプロモーション

どういったツールでどの程度、展開する期間について記載すること。

##### ウ 実施スケジュール

##### エ 実施体制

プロデューサー名及びディレクター名を記載すること。

##### オ 業務実績

類似業務の実績を挙げること。

##### カ 業務費用

撮影費、編集費、PRプロモーション費がわかるように記載すること。

見積書(様式自由)を付すこと。

#### ② 提出方法及び部数

正本1部と副本5部(紙)を郵送し、電子データ(PDFファイル)をE-mailにより提出

#### ③ 提出期限

令和3年2月5日(金曜)17時(必着)

#### ④ 提出先

神戸市交通局総務課

## 7. 選定に関する事項

### (1) 選考方法

本企画提案の審査は、「神戸市交通局広報PR映画の制作及びプロモーション業務選定委員会」が行い、その意見を受けて契約候補者を選定する。

選定委員は、以下の審査基準に沿って提案書の審査を行う。

合計点が50点未満の場合は契約候補者として選定しない。

審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「企画内容」の評価点が高いもの、更に複数いる場合は、「業務実績」の評価点が高いもの、更に複数いる場合は「業務費用」の評価点が高いものを優先順位の高い候補者とする。

### (2) 選定委員会

#### ①日時

令和3年2月10日(水曜) 予定

## ②場所

神戸市交通局 会議室

※オンラインで実施する場合がある。

※応募多数の場合は、事前審査（書類選考）を行う場合がある。

## (3) 審査基準

評価項目	内容	配点
企画内容	・企画内容は本業務の目的を達成するためのものになっているか ・見る者が興味をひくものとなっているか ・独創性や斬新性があるか ・キャッチフレーズのアピール力	50点
PRプロモーション	・宣伝効果が期待できるか。動画の拡散が期待できるか。 ・独自性があるか	15点
実施体制	・業務計画は十分履行可能なものか ・制作費用とPRプロモーション費用とのバランス ・映像制作経験のある者を据えているか ・責任の所在が明確な体制となっているか	20点
業務実績	・類似業務実績から本業務において質の高さが期待できるか。	15点
(計)		(100点)

## (4) 選考結果の通知

令和3年2月中旬を目途に、全応募者に結果を通知するとともに、ホームページ上で公表する。

## 8. 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等に虚偽又は違法な行為の記載がある場合
- (2) 選定委員会の委員又は本市職員に対し、本プロポーザルの実施に関して不正な働きかけを行うなどの行為があった場合
- (3) 提案書に記載された本業務担当者が担当できないことが明らかになった場合  
ただし、やむを得ない合理的な理由があると本市が認める場合は除く
- (4) 「4. 応募資格」に定める資格の要件を満たさなくなったとき
- (5) その他選定委員会が不適格と認めるとき

## 9. 契約の締結

「7. 選定に関する事項」により選定された契約候補者と協議のうえ契約を締結する。(契約候補者の辞退等があった場合は、上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする。)

契約の締結にあたっては、「神戸市交通局委託契約約款」に基づく委託契約を締結する。

この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容変更の協議を含む。

## 10. その他

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類について、予め提案審査会前に内容の確認を行う場合がある。
- (3) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (6) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (7) 企画提案書の提出後に、提案審査会への参加を辞退する場合は、速やかに連絡するとともに「参加辞退届」をE-mailにて提出すること。
- (8) 提出期限内に提案書の提出がなかった団体は辞退したものとみなす。

## 11. 問い合わせ先（提出先）

〒652 - 0855 神戸市兵庫区御崎町 1-2-1

神戸市交通局総務課総務係 伊藤

TEL : 078-984-0103

E-mail : kotsu@office.city.kobe.lg.jp